

令和3年第11回農業委員会総会議事録

- 1 開 会 日 時 令和3年11月25日（木）午前9時30分
- 2 閉 会 日 時 令和3年11月25日（木）午前10時25分
- 3 場 所 小国町役場 4階 大会議室
- 4 出席した委員

1番 山 口 満	5番 大 谷 健 人
2番 舟 山 孝 夫	6番 安 部 茂
3番 舟 山 秋 子	7番 横 山 信 一
4番 小 嶋 剛	
- 5 出席した職員

事 務 局 長 渡 邊 久 光
農地調整係長 羽 田 伸 美
書 記 大 谷 虎 之 介

6 付 議 案 件

議第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について
(使用貸借権設定)

議第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権設定)

議第 31 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
(賃貸借権設定)

議第 32 号 非農地証明願に対する決定について

報 第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

そ の 他 農地法第 3 条第 1 項の許可を要しない権利取得の届出の受理について

議 長 本日の出席委員は7名です。全員出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。ただいまから令和3年第11回小国町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 日程は、配布のとおりでございます。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、異議ございませんか。

(異議無しの声)

議 長 異議無いようでございますので、会期は本日1日限りといたします。
それでは日程に従い進めさせていただきます。

議 長 本日の議事録署名委員は、1番委員、2番委員の両名をお願いいたします。

議 長 それでは、議第29号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程します。議第29号について、事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

1番委員 23日に現地調査を行いました。申請どおり間違いのないことでした。■■■
■さんが周辺を作付けしており、周りへの影響もなく問題ないと判断しました。

議 長 質問がありましたら、発言をお願いいたします。

議 長 無いようでございますので、質疑を終結いたします。採決いたします。議第29号について、申請どおり許可することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議ないようでございますので、議第29号について、申請どおり許可することにいたします。

議 長 次に議第30号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程します。議第30号について、事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

1番委員 23日に両名に聞き取り調査を行いました。譲ることに問題ないことを確認して、問題ないということでした。今回の土地の周りも■■■さんが管理していたので、問題ないとして判断してきました。

議長 質問がありましたら、発言をお願いいたします。

議長 無いようでございますので、質疑を終結いたします。採決いたします。議第30号について、申請どおり許可することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 異議ないようでございますので、議第30号について、申請どおり許可することにいたします。

議長 次に議第31号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程します。事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

6番委員 20日に■■■さんと■■■さんの奥さんに同席の元で現地を確認してきました。■■■さんには19日に電話で確認しました。周りも農道や県道で囲まれおり、両者の関係も問題ないと判断しました。

議長 質問がありましたら、発言をお願いいたします。

議長 無いようでございますので、質疑を終結いたします。採決いたします。議第31号について、原案のとおり決定することに異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 異議ないようでございますので、議第31号について、原案どおり決定するこ

といたします。

議 長 次に、議第32号「非農地証明願に対する決定について」を上程します。議第32号について事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

2番委員 20日朝7時から申請人の代理人である■■■さんが立ち会いました。委任状を確認してから調査を行いました。地目は田んぼで、現況は田んぼではないということでした。現場も申請とおりでした。原野と言われたら原野でしたが、復元決して不可能ではない状態でした。それに隣接する土地は、かやと雑木が生い茂っていましたが、申請箇所については問題ない状態でした。耕作の意思は全くないとのことでした。

事務局長 農業委員会が証明している非農地につきましては、農地性を失ったものとなっています。証明の範囲としては、農地法の許可または届出を受けて、転用を行い農地性失っているもの。農地転用統制というもので昭和27年10月21日除外に該当する転用により農地性を失ったもの。農地性を失って引き続き20年以上放置したものであって、耕作することができる状況に復元することが困難なもので判断しています。耕作できる状況であれば、農地として判断するのが適正だと思いますが、隣はかやで管理されていないところもありますが、今現在は事務局としては農地として判断するしかないと思います。

議 長 暫時休憩といたします。

議 長 会議を再開いたします。議第32号について、その他質問がありましたらお願いします。

2番委員 議第32号について、検討することがあるため次回まで保留して判定することとしていかがですか。

議 長 2番委員から保留の提案が出されましたが、意見ございませんか。

議 長 無いようでございますので、議32号について、保留と決定したいと思います。異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第 3 2 号について、保留とすることに決定いたします。

議 長 次に、報第 4 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について」を上程します。報第 4 号について事務局に報告を求めます。

事 務 局 (報告)

議 長 次に、その他「農地法第 3 条第 1 項の許可を要しない権利取得の届出の受理について」を上程します。事務局に報告を求めます。

事 務 局 (報告)

議 長 本日の議案は以上でございます。以上をもちまして第 1 1 回小国町農業委員会総会の日程を終了いたします。大変ご苦労様でした。

(午前 1 0 時 2 5 分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

令和3年11月25日

議 長

署名委員

署名委員